税務課からのお知らせ

所得税の還付申告は2月17日以前でも受付が出来ます！

平成25年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付期間は、平成26月２月17日（月）から３月17日（月）までです。諏訪税務署ではこの期間以前でも、所得税の還付を受ける方の申告（還付申告）を行います。

なお、下諏訪町税務課では２月13日（木）・14日（金）の２日間、還付申告の方のみを対象に申告相談を行います。２月17日（月）から３月17日（月）は、所得税の確定申告及び町民税･県民税申告の申告相談を行います。会場は下諏訪町役場４階の講堂です。

●確定申告をすれば所得税が戻る方

次のいずれかに当てはまる方は、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付される場合があります。

●病気やけがなどで支払った医療費が一定額以上あり、医療費控除を受ける場合
●年の途中で退職し、就職しなかった方で、給与所得について年末調整を受けていない場合
●住宅を住宅借入金等で新築や購入・増改築して、住宅借入金等特別控除を受ける場合
●社会保険料控除、寄附金控除、その他控除を受けることができる場合など

公的年金等受給者の方へ

年金所得者に係る確定申告不要制度により、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告が不要となりましたが、次にあてはまる場合は、町民税・県民税申告書の提出が必要です。必要書類を用意し、町民税・県民税申告書を提出してください。

①公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき
町民税・県民税申告では、20万円未満の所得についても申告が必要です。

②お手元の公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けるとき
・医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦（寡夫）控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除　など

●寡婦（寡夫）控除を受けられる方へ

公的年金等受給者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を年金等の支払者へ提出することによって控除を受けることができるようになりました。なお、各年金等の支払者から扶養親族等申告書が送付されない方については､引き続き確定申告または町民税・県民税申告によって寡婦（寡夫）控除を受けることができます。

事業所のみなさまへのお願い

●給与支払報告書の提出について

町税務課では、平成25年中に給与の支払いを行っている事業所に対して、総括表・区分け用紙・作成の注意事項を送付しております。給与支払報告書を提出していただく際には、総括表を一番先頭に徴収区分ごとに区分け用紙を入れて束ね、１月31日（金）までに提出いただきますようご協力をお願いします。

区分け用紙の種類
○特別徴収 → ブルーの用紙　○普通徴収 → ピンクの用紙　○専従給与 → イエローの用紙

●町民税･県民税の給与からの引き落とし（特別徴収）にご協力ください。

事業主（給与支払者）は地方税法の規定により、全ての従業員の町民税・県民税を給与からの引き落とし（特別徴収）により納める義務があります。特別徴収を行うことで、従業員（納税義務者）は毎月の給与から町民税・県民税が引き落とされることにより、一回あたりの納付額が少なくてすみ、金融機関に出向いて納付する手間が省けます。

所得税・町民税・県民税に係る税制改正の主な変更点

■所得税関係

●住宅借入金等特別控除（住宅ローン減税）の対象期間が平成29年12月31日まで延長されます。その期間のうち平成26年１月１日から平成29年12月31日までに、認定住宅（認定長期優良住宅･認定低炭素住宅）を取得した場合の控除額が拡充されます。
●最大500万円の上場株式や公募の株式投資信託等への非課税投資を可能とする日本版ISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）が創設されます。
●給与収入1,500万円を超える場合の給与所得控除額について245万円の上限が設けられます。

■町民税・県民税関係

●個人町民税・県民税均等割額の引き上げ　**（平成26年度からの10年間年額5,500円になります）**
東日本大震災の発生を契機に、県や市町村が実施する防災施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、町民税･県民税均等割の税額について特例が定められました。このことにより平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税と県民税の均等割額がそれぞれ年額500円引き上げられます。**平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税・県民税の均等割額は、年額5,500円となります。**

●住宅借入金等特別税額控除期間の延長・拡充
所得税の住宅借入金等控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を町民税・県民税から控除する控除対象期間が平成26年１月１日から平成29年12月31日まで４年間延長され、その控除限度額が所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じた額（最高136,500円）に拡充されます。

■所得税、町民税・県民税共通

●記帳・帳簿等の保存制度の対象者拡大
これまで、事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方は帳簿を記載し、保存することとなっていましたが、平成26年１月より、これらの所得のあるすべての方が記帳・帳簿等の保存制度の対象となりました。

■お問い合わせ先　下諏訪町 税務課 町民税係　電話27－1111（内線121・122・123）

平成26年度　下諏訪力創造チャレンジ事業支援金・地域発元気づくり支援金 説明会のお知らせ

新年度に向けて、住民の皆さまや各区・町内会などで地域づくりに活用できる補助制度の募集が始まります。事業の説明会を下記のとおり開催しますので、この機会に是非ご参加ください。

日　時　　平成26年１月９日（木）　午後７時から
場　所　　町庁舎２階　第２会議室

・下諏訪力創造チャレンジ事業支援金　　申請期間：H26.1.10～H26.2.28
個性とアイディアに満ちた下諏訪のまちづくりに、町民が自主的及び主体的に取り組む事業に対して支援します。

・地域発元気づくり支援金　　申請期間：H26.1.6～H26.2.3
長野県が、豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野県づくりを進めるために、公共的団体等が住民とともに自らの知恵と工夫により自主的かつ主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して支援します。

※ご都合がつかず参加できない場合は、説明会資料を総務課企画係に用意していますのでお知らせください。

■お問い合わせ先　下諏訪町 総務課 企画係　27－1111（内線257・258）